

外国人登録制度が変わり、市役所での手続きが変わります

平成24年7月9日(月)に外国人登録法が廃止され、同時に住民基本台帳法の改正により外国人住民のみなさんも住民票が作られます。

主な変更点

変更項目	これから(7月9日以降)	これまで(7月8日まで)	問い合わせ
証明書類	住民票の写し	登録原票記載事項証明書	本庁 市民生活課 40・7084
身分証明書	・在留カード(受け付けは地方入国管理官署) ・特別永住者証明書(受け付けは市区町村)	外国人登録証明書 (受け付けは市区町村)	本庁 市民生活課 40・7084
外国人住民の登録対象	・3カ月を超える滞在許可が認められた外国人(短期滞在を除く)	日本に居住する全ての外国人(90日未満の短期滞在は登録義務なし)	総務省 コールセンター 0570・066・630(ナビダイヤル) 03・6301・1337 法務省 インフォメーションセンター 0570・013・904 03・5796・7112 (IP電話やPHSからの通話の場合)
再入国許可	・1年以内(特別永住者は2年以内)に日本へ戻る場合に限り不要	1日でも日本から出国する場合は必要	問い合わせ 本庁 市民生活課 40・7084 保険年金課 40・7272 福岡入国管理局佐賀出張所 36・6262
住所変更(佐賀市外へ引越す場合)	・現居住地(佐賀市)へ転出届を出し、引越後新居住地で転入届出を行う(在留カードなどを必ず持参)	新居住地での手続きのみ(外国人登録証を必ず持参)	
国民健康保険の加入条件	滞在期間が3カ月を超える	滞在期間が1年以上	



手続き場所

場所	手続き内容
市役所	住民票の写しの発行や住所変更、届出(出生・死亡)、行政サービス(児童手当・国民健康保険・印鑑登録、特別永住者証明書の更新)など
地方入国管理官署 36・6262	在留資格の変更、在留期間の延長、在留カードの更新、氏名や国籍等の変更、再入国許可の申請など

総務省・法務省が開設した電話相談窓口

- 総務省 コールセンター
0570・066・630(ナビダイヤル)
03・6301・1337
(IP電話やPHSからの通話の場合)
- 法務省 インフォメーションセンター
0570・013・904
03・5796・7112
(IP電話やPHSからの通話の場合)

問い合わせ

- 本庁 市民生活課 40・7084 FAX 28・9188
- 保険年金課 40・7272 FAX 40・7390
- 福岡入国管理局佐賀出張所 36・6262

住民異動届や証明書請求などの便利なサービスを紹介します

日曜窓口サービス 火曜日延長窓口サービス

毎週日曜 9時～12時、13時～16時
毎週火曜 17時～19時
(火曜が祝日の際は休み)

届出コーナー	証明コーナー
<ul style="list-style-type: none"> *住所変更の手続き(転入・転出等) *印鑑登録 *住民基本台帳カードの発行 *戸籍に関する届出 	<ul style="list-style-type: none"> *住民票の写し *住民票の広域交付(佐賀市外に住民登録の人の住民票の交付)はできません。 *住民票記載事項証明書 *戸籍謄抄本・除籍謄抄本 *戸籍の附票の写し *印鑑登録証明書 *所得課税証明書 *固定資産証明書 *納税証明書

※このサービスは本庁のみ実施しています。

住民基本台帳カードをお持ちの人へ

7月9日以降、市区町村を越えて住民票を異動した場合でも、住民基本台帳カードを継続して利用できるようになります。ただし、制限事項があります。くわしくは、問い合わせください。

市内5つの郵便局でも住民票などが取得できます

- 佐賀嘉瀬郵便局 24・6652
- 川久保郵便局 98・0042
- 蓮池郵便局 97・0042
- 三反田郵便局 63・0123
- 北山郵便局 57・2442

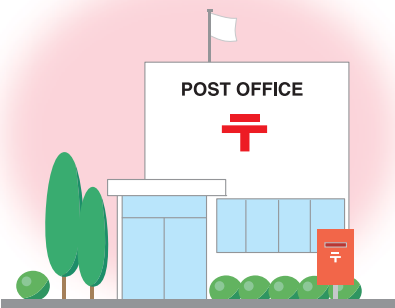
取り扱い時間

月～金曜 9時～17時
土曜・日曜・祝日
12月29日～1月3日を除く

証明書の種類	請求できる人
・住民票の写し (謄本・抄本) ・住民票記載事項証明書 ・印鑑登録証明書	本人および同じ住民票に記載されている人 本人のみ (印鑑登録証が必要です)
・戸籍謄本・抄本、 除籍謄本・抄本 ・戸籍の附票の写し (謄本・抄本)	本人および同じ戸籍に記載されている人 ※本籍地が佐賀市のみ
・課税(所得)証明書 完納証明書 固定資産証明書 納税証明書(軽自動車、 国民健康保険税は除く)	本人のみ (法人の場合は法人印の押印が必要)

※注意

- ◆委任状による代理人の請求受け取りはできません。
- ◆本人確認できる運転免許証などの提示が必要です。
- ◆証明書の様式は市の指定様式のみです。
- ◆郵便局と市役所間を専用のファクスで送受信するため、多少時間がかかります。



問い合わせ

- 本庁 市民生活課 40・7081 FAX 28・9188